

「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容

以下のとおり、2019年7月16日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

外国証券取引口座約款

新	旧
<p>(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日2019年7月16日から施行する。</u></p>	<p>(受渡日等) 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。</p>

以 上